

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月二十五日

目次

- ◆規則 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
- ◆告示 数人が共同して行う土地改良事業の認可

土地改良事業の認可（十三件）

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定（六件）

漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同

土地収用法による土地の立入り（二件）

選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体の收支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

- ◆県議会規則 鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則
- ◆公 告 職業訓練法による技能検定の実施

鳥取県規則第九号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和二十八年十月鳥取県規則第七十号）の一部を
次のように改正する。

様式第十五号を次のように改める。

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の收支に関する報告書の要旨

職業訓練法による技能検定の実施

様式第15号

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ							現在のところに住み始めた時期 年 月 日			※福祉事務所 受付年月日
家 族 の 状 況	人員	氏 名	続柄	性別	年令	生年月日	学歴	職業	健康状態	
	1		世帯主							
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
家族のうち別なところに住んでいる者があるときはその者の氏名及び住所										
資産の状況		別添1のとおり	収入の状況		別添2のとおり	関係先照会への同意		別添3のとおり		
援助 を し て く る 者 の 状 況	世帯主又は家族との関係	氏 名	住 所		今まで受けた援助及び将来の見込					
保護を申請する理由（具体的に記入して下さい。）										
<p style="text-align: center;">福祉事務所長 殿</p> <p>上記のとおり相違ないので生活保護法による保護を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p style="text-align: center;">保護を受けようとする者との関係</p>										

注意事項

- ※印欄は、記入しないでください。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合は、別添の書類は保護を受けようとする者が記入してください。
- 虚偽の申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別添1

(表面)

資産申告書

福祉事務所長

殿

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名



記

1 不動産

土 地	区分		延面積	所有者氏名	所在 地
	1 宅 地	有・無			
地	2 田 畑	有・無			
	3 山 そ の 林 他	有・無			
建 物	1 居 住 用	区分	延面積	所有者氏名	所在 地
	持 家				
物	借家・借間				
	2 その 他	有・無			

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
		預貯金先	口座番号	口座氏名	預貯金額
預 貯 金	有・無				
有 価 証 券	有・無	種類	額面	評価概算額	

(裏面)

保 險	区分		契約先	契約金	保険料
	生命保険	有・無			
	その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自動車 (自動二輪及び原動機付自転車を含む。)	有・無	使用状況 使 用 未 使用	所有者氏名	車種	排気量	年式
貴金属	有・無	品名				
その他 高価なもの	有・無					

4 負債(借金)

有・無	金額	借入先

注意事項

- 1 この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- 2 資産の種類ごとにその有無について○で囲み、土地については、借地等の場合も記入してください。
- 3 有を○で囲んだ資産については、下記に従つて記入してください。
 - (1) 同じ種類の資産を複数保有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - (2) 有価証券は「株券、国債」等と具体的に記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - (3) 貴金属は「ダイヤの指輪」等と具体的に記入してください。
- 4 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 5 虚偽の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別添2

(表面)

収入申告書

福祉事務所長

殿

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

記

1 働いて得た収入

働いている者 の 氏名	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区分	当月分			前3月分		
			(見込額)	()月分	()月分	()月分		
		収入						
		必要経費①						
		就労日数						
		収入						
		必要経費②						
		就労日数						
		収入						
		必要経費③						
		就労日数						
前月分の 必要経費の 主な内容	①							
	②							
	③							

2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有 ・ 無	国民年金 厚生年金 恩給 児童手当	収入	月額	円
	児童扶養手当 特別児童扶養手当 雇用保険			
	傷病手当金 その他()		年額	円

3 仕送り等による収入(前3月間の合計を記入してください。)

有 ・ 無	区分	内 容	仕送りした者の氏名	
			円	
	仕送りによる収入			
	現物による収入	米、野菜、魚介、その他()	数量	
		(もらつたものを○で囲んで下さい。)		

(裏面)

4 その他の収入（前3月間の合計を記入してください。）

有 ・ 無	区分	内 容	収 入
	生命保険等の給付金		円
	財産収入 (土地、家屋等の賃借料等)		円
	その他の		円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1から4までに記入したものと除く。）

有 ・ 無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者を除く。）

氏 名	働いて得た収入のない理由

注意事項

- 1 この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- 2 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 3 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- 4 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 5 2～5の収入は、その有無について○で囲み、有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- 6 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 7 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。
- 8 虚偽の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別添3

同 意 書

福祉事務所長 殿

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私の資産及び収入の状況につき、貴福祉事務所が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私の雇主、その他の関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

(印)

様式第十六即ち「下記のとおりであるので、生活保護法による保護の変更を申請します。」や「下記のとおりであるので、
えて、生活保護法による保護の変更を申請します。」に改め、同様式に注意事項とついて次のよつて加へる。

注意事項

資産申告書、収入申告書及び同意書は、それぞれ生活保護法施行細則様式第15号別添1、別添2及び別添3によること。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則の規定により提出された申請書は、改正後の生活保護法施行細則の規定により提出された申請書とみなす。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第一百三十九号

田吉津村からの申請のあつた村営土地改良（田吉津地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第一百四十号

田吉津村から申請のあつた村営土地改良（田吉津地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

西伯郡淀江町大字西原五四八石田叶ほか十二人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（梶免地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百四十一号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（西原地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百四十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（横尾地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百四十三号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（山田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県告示第二百四十四号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（山田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県告示第二百四十五号

國府町から申請のあつた町営土地改良（荒舟地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県告示第二百四十六号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（山田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県告示第二百四十七号

國府町から申請のあつた町営土地改良（荒舟地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県告示第二百四十八号

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

羽合町から申請のあつた町営土地改良（光吉二ノ前地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百四十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（上野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百四十九号

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

羽合町から申請のあつた町営土地改良（光吉御子垣地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百四十七号

国府町から申請のあつた町営土地改良（中河原地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百五十号

福部村から申請のあつた村営土地改良（山湯山（塗谷池）地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条

の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百五十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良（湯山（多鯨ヶ池）地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百五十三号

昭和五十七年九月十六日付けで閔金町から申請のあつた堀（清水）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百五十二号

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（オノ木地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

昭和五十八年三月二十六日から二十日間

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、紙覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリウヘ山マデ一〇三六の二、字上へ山通り一五七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて紙覽に供する。）

鳥取県告示第二百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて紙覽に供する。）

鳥取県告示第二百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道一三六三の五一、一三六三の五二、一三六三の五四、一三六三の六八、一三六三の八四、一三六七の一六、一三六七の六八（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字大江字唐谷笹ケナル一八二六の六、字小唐谷上エ一八二七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷三三九の二、三三九の六四から三三九の六七まで（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

昭和58年3月25日 金曜日

鳥取県公報

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

届出事項

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

指定漁船調査の縦覧

氏名	発起人の住所及び 加入区の名称	漁船損害等補償法（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項 の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百 十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、 漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。	縦覧期間	縦覧場所
森本五廣美	六西伯郡中尾島	西伯郡名和町大字御来屋	昭和五十八年三月二十五日から同年四月八日まで	御来屋
柏中山竹御崎雄	西伯郡中山町塩津	同組合	同組合	同組合
柏中尾島	西伯郡中山町塩津	中山漁業協同組合	昭和五十八年三月二十五日から同年四月八日まで	御来屋
柏中尾島	西伯郡中山町塩津	中山漁業協同組合	昭和五十八年三月二十五日から同年四月八日まで	御来屋

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項
の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百
十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、
漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月二十五日

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 - 八頭郡郡家町大字福地字本谷六〇五の四〇から六〇五の四二まで、字
カナイ谷平六〇七の二、六〇七の一〇、六〇七の一一、六〇七の一四
から六〇七の一七まで、六〇七の三九、六〇七の四一、六〇七の四二
(以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由
 - 水源のかん養
 - 林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町

鳥取県告示第二百六十一号

昭和五十八年三月二十五日

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 起業者の名称

日本道路公団

二 事業の種類

中国横断自動車道岡山米子線（江府～米子）建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

1 米子市石州府字大塚ノ壱、字大塚ノ貳、字浅宮谷、字寺處ノ貳、字

寺處ノ壱、字寺處ノ三、字寺處ノ四、字山ノ下タ一、字山ノ下タ二、

字寺所ノ峯、字大成、字原新田及び字石州府原、赤井手字菰池、字東

天神免、字中天神免、字西天神免、字西中島ノ下、字西中島の上、字

明寿庵、字欠田、字松尾河原、字松尾河原ノ壱、字松尾河原ノ貳、字

欠田河原ノ壱、字欠田河原ノ貳、字東及び字東狐池、河岡字吉崎、字

福留之上、字下夏梅、字上夏梅及び字吉崎下モ、尾高字家ノ後、字福

留、字西ヶ森ノ四、字藏ノ内、字西ヶ森ノ壱、字西ヶ森ノ二、字森、

字六反場筋ノ三及び字森干田、日下字河原端、字豊後、字寛ヶ坪、字

油免、字昆沙田、字砂掘、字二ノ宮分、字蟹ヶ坪堤ノ下、字蟹ヶ坪、字

東蟹ヶ坪、字南蟹ヶ坪、字四反田、字蟹ヶ坪中島、字西杉ヶ前、字

小瀬ノ下、字伊原、字寺屋敷、字荒神前、字河原淵及び清王寺並びに

福万寺妻神、字八窪田、字廣畑、字八窪田ノ一、字北林、字八久保田

北及び字八久保田南地内

鳥取県告示第二百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

2 西伯郡岸本町岸本字下ノ原東一、字下ノ原東二、字下ノ原西一、字

尻谷、字上ノ原、字陣場及び字横道ノ上、久古字袖落、字原新屋敷、字新田原、字新田原下モ、字陣場、字豆尾、字豆尾ノ中、字豆尾下、字細工欠、字向坂ノ下、字細工欠落通、字下川原川端、字下河原、字仲田、字力ケハタ、字下向田、字向田、字鋤先、字ハバタ、字御休堂、字草田畠、字草田、字宮ノ前、字荒神ノ元、字宮ノ峯ノ二、字宮ノ脇、字下宮ノ谷、字高平、字尾高山ノ一、字宮ノ谷中、字日南平、字宮ノ谷上及び字尾高山ノ二、口別所字大林、番原字打越、字番原谷景平下、字鍬立下、字番原谷景平上及び字鍬立上、真野字鍬立、字向原、字原谷、字ドウドウ及び字後谷原並びに清原字ウネ原、字下跡坂谷、字上跡坂谷、字荒畠、字下小丸山、字横路谷、字狐塚原、字圓豆田平、字穴水原上ミ平及び字穴水原地内

3 日野郡江府町大字柿原字尾船、字小船、字小船ホウキ平、字三谷、字三谷尻、字谷瀧ノ下及び字横路、大字佐川字行岸、字峠ノ平、字御崎谷下モ、字御崎谷、字段ノ平、字釜屋ヶ谷、字大陸谷日南、字上ミ岩屋ヶ成ル、字大陸谷、字寺ノ段、字謐り塔、字日南山、字謐り塔下タ、字上代、字ヒナ、字松尾尻カゲ、字ハゼン、字景山、字宮ノ尾上ミ、字宮ノ尾下モ、字谷山、字中崎、字平谷尻り、字林へり、字足塔尻、字足塔、字隠塔、字カナクソ、字小平ラ、字山ノ神、字塔田入口、字塔田、字谷山日南ノ毫、字有免、字スエヒト、字柿木田、字砂田、字棚田、字柿ノ木塔、字原手塔田、字井手平ラ及び字谷山日南、大字小江尾字大松谷、字大成北平、字大成南平、字大塔日南平、字大塔尻、字北朽ノ子塔、字南朽ノ子塔、字代、字成ル林、字鉄穴口、字古屋敷、字坂木、字奥向林、字下向林及び字城ノ尾、大字江尾字貝田原、字駄、飼場、字上浅原、字浅原下夕岸、字船谷中島、字猿平、字上後原、字下後原、字カキ尻、字才ノ木、字原高下、字石橋、字山神、字山神脇及び字市塔日南尻り、大字宮市字地大名、字焰焔田、字杉田、字小路ケ市谷上、字小路ケ市谷下、字箕平ヲ、字平ル林、字日南林、字神田平、字木舟上平、字古神田、字木舟尻、字木舟、字木舟日南、字柄谷、字谷奥、字不如来堂、字如来堂、字王子ケ市、字小苦塔、字上ミ小苦塔、字廣塔、字道ケ塔、字坂根、字後谷及び字苦塔、大字侯野字北谷奥及び字熊野山、大字助沢字岡岩、字細谷、字影ノ平ル、字下龍王、字龍王、字アマガ平、字越峠、字柳原、字澤、字今坂谷、字中ソ子、字家奥谷、字家ノ奥、字ソラヌク湯及び字三平並びに大字下蚊屋字上ヌク湯、字大楓谷及び字三平地内

4 日野郡溝口町金屋谷字下山北通一、字下山北通武、字王ノ原毫、字王ノ原式、字下山南通一、字上垢溜、字下垢溜、字段ノ原一、字南垢溜、字段ノ原、字段ノ原三及び字ノブシ原、上野字大平ル原及び字カマ谷、添谷字美道路、長山字後口山、大倉字田塔北平、字田塔平、字ヲコ田平、字間渡ヒナ平、字尻立平、字間渡り、字間渡蔭平、字七曲り、字荒神間渡ヒナ平、字荒神間渡、字シヤウガ田、字正田ノ二及び字正田ノ一、谷川字大谷、字中ウネ、字小塔、字小谷、字山田、字篠林、字高林西北良、字大谷尻、字打石、字打石谷、字堀、字高林南北良ノ西、字堤ノ上、字北平東及び字大比良三、宮原字山ノ神、字大塔、字隻日、字虎ヶ尾、字隻日谷、字塙瀧、字水落、字鉄床、字大林、字上赤塔、字堤谷、字ヤナガ谷、字狛狩、字柿塔、字小屋谷、字小谷、字小谷尻、字佛ヶ峰、字シンナシ、字下龜谷、字中ノ谷及び字上龜谷、白水字妻ケ平、字下貝市、字カン谷、字楓山、字屋敷、字樋ケ谷平、

字原坂平、字中河原、字上中河原、字平井手ノ下タ、字サナノ前及び 字喜藤治並びに根雨原字道々平、字ナル、字道々日南、字妻ノ神、字 道々影、字道々影の一、字道々影の二、字里輪谷、字砂子ヶ崎、字下 モイヤ谷、字白水古曾里及び字小舗地内	四 立ち入ろうとする期間 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	池本茂晴後援会 くずも修一會 松本よう後援会 西尾ゆうじ後援 会 酒井幸雄後援会 陶山豊後援会 しのだ伊三郎後 援会 内田博長後援会 まるみ会 本田登後援会 大許満隆 大許獅美 西伯郡淀江町大字本宮字 出口二三〇	坂本馨 坂本馨 後藤恒秋 米原穂 平岩照耳 鳥取市西町一一二二六 東伯郡泊村大字泊八四五 二一八七一五 日野郡日南町神戸上二七 八頭郡八東町日田七八五 八 八 八	八頭郡用瀬町大字安藏一 八九一一 中山藤一 米子市車尾二八九一 米子市明治町一七 米子市西町一一二二六 東伯郡泊村大字泊八四五 二一八七一五 日野郡日南町神戸上二七 八頭郡八東町日田七八五 八 八 八
部治連盟鳥取県支 全日本不動産政 長尾寛後援会 大久保菊藏 油谷百合子 鳥取市未広温泉町二一八 〃	政治団体の名称 氏名 者 の 姓 名 主たる事務所の所在地 備考 その他の 政治 団 体	松本勇夫 松本一嚴 米子市上後藤一〇〇 鳥取市未広温泉町二一八 〃	鳥取県選挙管理委員会委員長 田中梅蔵	昭和五十八年三月二十五日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので同法第七条の二第一項の規定により告示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

昭和五十八年三月二十五日

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党境港市支部	主たる事務所の所 在地	境港市元町一三〇一	境港市明治町八
"	代表者の氏名	和田 卓一郎	松本 豊

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者 者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
金田裕夫後援会	西尾 愛治	足立利喜雄	鳥取市吉方温泉一—一三二	その政治 団体

山口享後援会	"	遠藤 善行	西尾 圭介
前田宏後援会	"	福 本 昌 男	米 山 茂
谷口充後援会	主たる事務所の所 在地	倉吉市伊木一一四	倉吉市上井町一 一十三
山本昇造後援会	"	八頭郡郡家町郡 家七五	八頭郡郡家町大 字米岡二五七一
あすの鳥取県を きずく会	"	鳥取市富安一 九六	鳥取市二階町一 三四
松田一三後援会	"	米子市紺屋町一 七	米子市紺屋町一 六
柳谷中後援会	"	米子市角盤町三 一八四	米子市上福原一 六七二
栗原三八郎後援 会	代表者の氏名	渡辺 勇 和田 卓一郎	

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十一条第一項の規定に基づいて、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 金田裕夫後援会
報告年月日 昭和58年2月23日（昭和58年2月23日解散）

1 収入・支出の総額	2 支出の内訳	3 政治活動費
(1) 収入総額 1,579円	その他の経費 1,579円	
ア 前年繰越額 1,579円	小 計 1,579円	
イ 本年収入額 0円	合 計 1,579円	

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

県議会規則

鳥取県議会傍聴規則の一部を改訂する規則を以て公布する。

昭和五十八年三月二十日

昭和44年労働省令第24号) 第66条第3項の規定により公告する。

昭和58年3月25日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

1 実施する検定職種

園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、

建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、

布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、れんが積み、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防

水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表

装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラー装飾

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに1級・2級及び単一等級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期間

昭和58年6月22日(水)から同年9月17日(土)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

職業訓練法(昭和44年法律第61号)第64条第2項の規定に基づき、昭和58年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(

公 告

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和58年6月13日（月）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日を行う。

検定職種	実施期日
機械加工、工場板金、電気機器組立て、布はく縫製、プラスチック成形、左官、プロック建築、タイル張り、埴製作、天井仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真及びフラー装飾	9月4日（日）
園芸装飾、鋳造、放電加工、金属プレス加工、仕上げ、建設機械整備、紳士服製造、製版、印刷、防水施工、床仕上げ施工、熱绝缘施工、サッシ施工、表装及び塗料調色	9月11日（日）
造園、鉄工、建築板金、電気めつき、建材のこ目立て、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、石工、とび、塗装及びれんが積み	9月18日（日）

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会館内
鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和58年4月15日（金）から同月26日（火）まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、60円切手をはつたもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
園芸装飾	11,000円
造園	10,000円
鋳造	11,000円

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

機械加工	11,000円	ブロック建築	9,000円
放電加工	11,000円	タイル張り	9,000円
金属プレス加工	9,000円	畳製作	11,000円
鉄工	9,000円	防水施工	11,000円
建築板金	11,000円	床仕上げ施工	11,000円
工場板金	11,000円	天井仕上げ施工	11,000円
電気めつき	11,000円	熱絶縁施工	11,000円
仕上げ	11,000円	サッシ施工	11,000円
製材のこ目立て	11,000円	表装	11,000円
電子機器組立て	11,000円	塗装	9,000円
電気機器組立て	11,000円	塗料調色	9,000円
建設機械整備	9,000円	広告美術仕上げ	11,000円
婦人・子供服製造	8,000円	写真	11,000円
紳士服製造	9,000円	フラー装飾	11,000円
布はく縫製	11,000円	イ 学科試験の手数料	
家具製作	11,000円	(2) 2,000円	
建具製作	11,000円	(2) 納付方法	
製版	11,000円	(1) 本記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受けた試験の受験手数料は納付を要しない。	
印刷	11,000円	(3) その他	
プラスチック成形	11,000円	受験申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受験手数料は返還しない。	
石工	11,000円		
とび	10,000円		
左官	9,000円		
れんが積み	11,000円		

昭和58年3月25日 金曜日

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和58年10月3日（月）に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表
技能検定合格者の氏名を、昭和58年10月4日（火）の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。